

# 工事・作業許可申請書の手引き

熊本海上保安部  
交通課

令和4年3月1日

本手引きは、港則法に基づく「工事・作業許可申請書」を作成する際の基本的事項を参考として取りまとめたものです。  
工事・作業には様々な形態があるため、詳細は熊本海上保安部交通課にお尋ね下さい。

# ○目次

## 第1 解説編

### 1. 港則法の概要

### 2. 工事・作業に係る規定

- (1) 工事等の許可（法 31 条）
- (2) 工事等の許可申請
- (3) 工事・作業計画書提出のお願い
- (4) 工事・作業とは

### 3. 許可申請等の手続き

- (1) 工事・作業許可申請計画書の申請者等
- (2) 申請書（計画書）の提出先と事務取扱時間
- (3) 工事・作業許可申請計画書の具体的要領
- (4) 工事・作業の許可申請書計画書類の作成上の注意事項

### 4. 工事・作業の許可（接受）後の手続き

- (1) 工事・作業の完了
- (2) 許可申請（計画書）内容変更時の措置

## 第2 資料編

### 1. 工事・作業許可申請書計画書作成要領

- (1) 工事・作業許可申請の様式
- (2) 許可申請書等
- (3) 添付書類

### 2. 工事・作業等における安全対策記載例

- (1) 一般的な記載例
- (2) 潜水作業を行う場合の記載例
- (3) 浚渫作業を行う場合の記載例
- (4) 夜間作業を行う場合の記載例

### 3. 第9号様式（工事・作業許可申請書様式）

### 4. 様式（完了届）

### 5. 様式（工期変更許可申請書）

### 6. 様式（使用船舶（機械）変更届）

7. 様式（（工事・作業）内容変更許可申請書）

8. 様式（作業（工事・行事）のお知らせ）

9. 緊急連絡系統図記載例

10. 使用船舶一覧表記載例

11. 潜水土一覧作成例

### 第3 その他（参考資料）

1. 港則法適用港一覧（熊本海上保安部、天草、八代署管内）

- (1) 三角港
- (2) 水俣港
- (3) 佐敷港
- (4) 八代港
- (5) 熊本港
- (6) 百貫港
- (7) 合津港
- (8) 姫戸港
- (9) 本渡港
- (10) 牛深港
- (11) 富岡港
- (12) 鬼池港

# 第 1 解説編

## 1. 港則法の概要

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的として定められた法律で、第 1 章の総則規定から第 8 章の罰則規定までで構成され、ふくそうした港内交通に対処するため、工事・作業等を規制しています。

熊本県内では、港則法が適用される港（以下「適用港」という。）が 13 港あり、そのうち大型船舶が出入りし、船舶交通が著しく輻輳する港として三角港及び八代港を「特定港」として指定しています。

特定港・・・三角港、八代港

適用港（特定港以外）・・・水俣港、佐敷港、熊本港、百貫港、合津港、姫戸港、本渡港、富岡港、鬼池港、牛深港、長洲港

※長洲港・・・三池海上保安部での受付となります。

## 2. 工事・作業に係る規定

### （1）工事等の許可（法 31 条）

港内又はその境界附近において工事又は作業が行われる場合には、一定の水域が占有され、また作業船等が直ちに移動できない等船舶交通の安全及び港内の整とんが阻害されるおそれが大きいので、これを港長等の許可にかからしめることとしたものです。（法 31 条）

なお、「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響を及ぼす範囲をいいます。

#### 港則法

第 31 条 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可するに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

※法第 31 条の規定は、特定港以外の港（適用港）にも準用されます。その場合、許可申請先は、港の所在地を管轄する海上保安部長となります。（法第 43 条）

## (2) 工事等の許可申請

許可の申請は、「(工事・作業又は行事)許可申請書」【第9号様式】※に、工事又は作業の目的及び種類、期間及び時間、方法等の項目が設けられていますので必要事項を記載し、工事・作業が船舶交通に与える影響がわかるような図面等の資料を添付していただくことになります。

※第2資料編「3. 第9号様式(工事・作業許可申請書様式)」参照

## (3) 作業(工事・行事)のお知らせの提出のお願い

海上保安庁では、各種船舶に対し、海図の記載事項の変更、航行警報、水路通報、海の安全情報(緊急情報含む)等により各種船舶の航行安全のため広く情報提供を行っています。

これらの情報提供に活用するため、特定港、適用港以外の一般の海域における工事・作業についても、「作業(工事・行事)のお知らせ」の提出をお願いしています。

※第2資料編「8. 様式(作業(工事・行事)のお知らせ)」参照

## (4) 工事・作業とは

ア. 工事・作業の代表例としては、次にあげるような一般的な土木建築等がこれにあたりますが、これ以外の工事・作業でも許可等の対象となる場合もありますので、熊本海上保安部交通課(0964-52-3105)までお尋ね下さい。

- ・ 航路、泊地等の浚渫作業
- ・ 港湾用地、アサリの漁場等の造成
- ・ 護岸工事、その他海上工事の埋立て
- ・ 岸壁・浮棧橋・ドルフィン・航路標識等の工作物設置、補修
- ・ 定置網の設置、のり・かき・真珠貝等の養殖のための竹木材類の敷設、魚礁の設置(船舶交通に影響のないものは除かれる場合がありますので事前にご相談下さい)
- ・ 採水・採泥といった海洋環境調査・ボーリングによる地質調査
- ・ 潜水調査・磁気探査等の海底調査
- ・ 潜水して行う船底清掃作業
- ・ 落下物等により航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれのある橋梁工事
- ・ 沈船引き揚げ作業

イ. 船内における清掃作業、修理等その影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役(起重機船を使用した荷役を除く)等港内で通常行われる行為については、工事・作業には該当しませんが、この判断については工事・作業内容により判断しますので事前にご相談下さい。

なお、特定港において、船舶の運航機能に直接支障があるような船体・機関

等の修繕を実施する場合には、別途「修繕届」の提出が必要です。

### 3. 許可申請等の手続き

#### (1) 工事・作業許可申請等の申請者（提出者）

法第31条1項の「工事又は作業をしようとする者」とは、工事・作業を実際に施工する責任者を言います。

すなわち、工事・作業許可申請書の申請者は、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

#### (2) 申請書等の提出先と事務取扱時間

下表のとおり各港において申請（提出）先が異なりますのでご注意ください。不明な場合には熊本海上保安部交通課（0964-52-3105）までお問い合わせ下さい。

受付時間：平日（月～金曜日）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※緊急の場合はこの限りではありませんのでご相談下さい。

海 域	適用法令 と条項	書類 様式	名 宛 (提出先)
三角港 及び境界附近 八代港 及び境界附近	港則法 第31条第1項	許可 申請	三角港：三角港長 (熊本海上保安部交通課) 八代港：八代港長 (八代海上保署長)
水俣港、佐敷港、 熊本港、百貫港、 合津港、姫戸港、 本渡港、富岡港、 鬼池港 及び境界附近	港則法 第31条第1項 第43条	許可 申請	熊本港、百貫港、合津港、姫戸港、本渡港、富岡港、鬼池港：熊本海上保安部長 (熊本海上保安部交通課) 水俣港、佐敷港：熊本海上保安部長 (八代海上保安署)
牛深港 及び境界附近			熊本海上保安部長 (天草海上保安署)
長洲港 及び境界附近			三池海上保安部長 (三池海上保安部交通課)
上記海域を除く海 域		作業 (工事・行事) のお知らせ	熊本海上保安部交通課 (所管) 海上保安署 (海域によって提出先が異なりますので熊本海上保安部交通課までお問い合わせ下さい。)

### (3) 工事・作業許可申請等の具体的要領

ア. 工事・作業許可申請は、行政手続法により定めることとされている通常処理に要する時間（標準処理期間）を1か月としていることから、許可申請は、やむを得ない場合を除き工事着手日より1か月以上前に提出して下さい。

この標準処理期間は、港長等が工事・作業内容の審査と周知に通常必要とされる期間です。

「作業（工事・行事）のお知らせ」についても、水路通報等による周知期間を考慮する必要がありますので早目の提出にご協力下さい。

イ. 許可申請書等の提出に際しては、事務担当者がその場で工事内容等に関する質問をすることがありますので、工事・作業の具体的内容や申請内容を熟知している方が書類を持参するようにして下さい。

### (4) 工事・作業の許可申請等の書類の作成上の注意事項

ア. 全般の注意事項

① 提出部数は1部ですが、内容全部の写しが必要な場合は全部のコピーを用意して下さい。記載文字、図面は、明瞭に判読できるように整えるものとし、申請書類は、できる限り要領よく簡潔に作成して下さい。

申請方法：書面又は電子メール

\*メールアドレスについては、熊本海上保安部交通課までお尋ね下さい。

② 工事・作業許可申請の場合の許可証は作業現場に備えて下さい。

なお、工事・作業計画書の場合は、ご要望があれば接受の控えをお渡しすることとしていますのでお知らせ下さい。

③ 申請等の書類は正確に作成して下さい。

申請等の書類に不備があるときには、書類の修正など手続きに所要の期間を要することとなります。

④ 申請等の書類は、原則として、資料編の「工事・作業許可申請書類作成要領」の順序に従って記載して下さい。

⑤ 申請等の書類の記載内容については、港内交通の安全及び港内の整とんの確保の観点から検討、審査することになりますので、海上施工部分を主体として下さい。

⑥ 工事・作業の方法に関する記載に当たっては、当該工事・作業等が付近の船舶交通にどのような影響を及ぼすことになるかが分かるような図面を添付のうえ具体的（「いつ」・「だれが」・「どこで」・「なにを」・「どのようにして」など）に記載して下さい。

イ. 潜水作業を行う場合の作成上の注意事項

① 潜水士船の使用隻数（岸壁から行う場合はその旨）を記載して下さい。

- ② 潜水士の潜水方法（バディー潜水か単独潜水、アクアラング式かフーカ式）を記載して下さい。
- ③ 国際信号旗「A」旗又は「A」旗を示す表示板の掲示と掲示場所（船上か岸壁か等を記載）を記載して下さい。
- ④ 船上又は岸壁上等の見張員と潜水士との連絡手段（有線電話、水中電話、信号索等を記載）を記載して下さい。
- ⑤ 岸壁付近で潜水作業を行う場合には、当該岸壁に離着岸船がある場合の安全対策（作業を一時中止し潜水士を引き上げる等）及び隣接岸壁に離着岸する船舶への周知方法について記載して下さい。
- ⑥ 船上又は岸壁上に見張員を、どこに、いつから、何名配置するのかを具体的に記載して下さい。

ウ. 警戒船を使用する場合の作成上の注意事項

- ① 警戒船の隻数・配備場所及び警戒要員の人数と連絡手段について記載して下さい。
- ② 警戒船が担う現場での具体的な安全対策を記載して下さい。

エ. 海域を占有する場合の作成上の注意事項

- ① 他の船舶への影響が判断できるような工事・作業区域の記載として下さい。
- ② 工事・作業区域明示のための標識の規模・設置位置について記載して下さい。
- ③ 工事・作業区域が移動していくような場合は、その都度の安全対策（標識の設置や警戒船の配置）を記載して下さい。

オ. 浚渫作業・くい打ち作業等を行う場合の作成上の注意事項

- ① 海底をかく乱するような場合には、環境汚染防止に配慮するための汚濁防止柵、汚濁防止用フェンス等の設置・準備といった具体的措置について記載して下さい。
- ② 海底に衝撃をあたえる場合には、爆発物等に対する磁気探査の方法（深度やエリア）について記載してください。
- ③ アンカーワイヤーにより作業船を固定する場合には、ワイヤーへの標識の設置をはじめ他船への安全対策について具体的に記載して下さい。
- ④ 浚渫作業の場合、浚渫土砂の運搬先及び運搬経路のほか一日の往復予定回数、全土量について記載して下さい。

カ. 夜間作業を行う場合の作成上の注意事項

- ① 夜間作業を行う理由及び照明等の設備に関する事項、また夜間における緊急連絡系統を別に策定して下さい。
- ② 夜間現場に作業船を停泊させる場合には、標識の設置や保船要員の配置について記載して下さい。

キ. その他次の事項について注意して下さい。

- ① 申請書等の書類の大きさを統一して下さい。(A4版左とじ、横書きとし、また設計図等の大きい図面をそのまま添付するようなことは避けて下さい。)
- ② 許可申請書等には、申請に係る内容について熟知した担当者の、所属・氏名・連絡先を明記して下さい。(又は、窓口で名刺等をご準備下さい)
- ③ 図面及び工程表は、出来るだけ色分けする等して見易く明示して下さい。

## 4. 工事・作業の許可(接受)後の手続き

### (1) 工事・作業の完了

作業が完了した場合には、電話又は電子メール等によりご連絡をお願いします。

なお、受領印の押された書面が必要な際には、完了届の提出をお願いします。

### (2) 許可申請等内容変更時の措置

ア. 工事・作業の許可(接受)を受けた後、次のような変更があった場合には速やかに届出の提出をお願いします。

申請方法：書面又は電子メール

- ・工事・作業の工期を延長する場合

許可申請の場合・・・様式は資料編「5. 様式(工期変更申請書)」

計画書の場合・・・工期変更の期間が確認出来る資料又は電話連絡

- ・使用する船舶や機械に追加や変更があった場合

許可申請の場合

・・・様式は資料編「6. 様式(使用船舶(機械)変更届)」

- ・工事・作業の内容を変更する場合

許可申請の場合・・・様式は資料編「7. 様式((工事・作業)内容変更申請書)」

イ. 工事・作業の許可(接受)を受けた後、工事・作業に着手出来ない場合は、速やかに申請(提出)先へ連絡して下さい。

## 第2 資料編

### 1. 工事・作業許可申請書等の作成要領

工事・作業の許可申請等は、申請書等と内容の詳細を示した添付書類で構成され、概ね次の書類を作成し順序よく綴って下さい。

工事・作業等の内容によっては、その一部を省略し又はその他の書類を追加することとなります。

#### (1) 工事・作業許可申請書等の様式

##### ア. 工事・作業許可申請書の場合

別添、3. 「第9号様式（工事・作業又は行事）許可申請書」により作成して下さい。表題は工事・作業の場合は、「工事・作業許可申請書」とし、作業のみの場合には、「作業許可申請書」と訂正して申請して下さい。

なお、様式の中の括弧書きの部分は、参考ですので記載の必要はありません。

##### イ. 作業（工事・行事）のお知らせの場合

別添、8. 様式「作業（工事・行事）のお知らせ」により作成下さい。

#### (2) 許可申請書等

##### ア. 目的及び種類

発注者からの工事名をそのまま記載しないで、工事・作業の目的と海上で行う工事の種類等を以下の記入例のように簡潔明瞭に記載して下さい。

##### 《記入例》

例 1. ○○港の静穏度を確保するため、第○号防波堤灯台の延長（○m）する計画で、第1期工事として床掘り、基礎捨石工を施工するものです。

例 2. ○○港内の環境調査のため採水、採泥作業を実施するものです。

例 3. ○○港の○○岸壁付近の水深を-○mに維持するため、グラブ式浚渫船による維持浚渫工事を行うものです。

例 4. ○○港の○○岸壁の劣化度調査のため、目視及び潜水作業を行うものです。

##### イ. 期間及び時間

実際に海上で工事・作業を行う期間及び時間を予備日も含めて次のように記載して下さい。

複数の工種がある工事・作業の場合には、工種ごとの工期がわかるよう工程表を添付して下さい。

##### 《記入例》

例 1. （期間を要する場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（別添工程表参照）（うち予備日 〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日）

毎日 日出～日没

なお、型枠工施工時は、日出～2200

例 2. （1日の場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇～〇〇〇〇

（予備日 〇〇月〇〇日 〇〇〇〇～〇〇〇〇）

#### ウ. 区域又は場所

工事等を実施する区域又は場所は、下記の要領で記載し、現場位置図、作業区域図（工事・作業の区域又は場所内の状況を示した図）を添付して下さい。

- ・作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。
- ・作業区域、施工区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位・距離、又は経度・緯度で記入して下さい。なお、灯台等の名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標（ブイ）等の移動するものは基点に使用しないで下さい。
- ・岸壁上又は海域を占有しない岸壁側傍での作業の場合には、海図等に表示してある岸壁名に所在地を付して記載して下さい。

#### 《記入例》

例 1. （場所が海上の点である場合）

〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇〇メートルの地点  
（北緯 〇〇-〇〇. 〇〇 東経 〇〇-〇〇. 〇〇）

例 2. （場所が海上の区域である場合）

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

A点 〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇〇メートルの地点（北緯・東経）

B点 A点から真方位〇〇度〇〇〇メートルの地点（北緯・東経）

C点 B点から真方位〇〇度〇〇〇メートルの地点（北緯・東経）

D点 C点から真方位〇〇度〇〇〇メートルの地点（北緯・東経）

例 3. （場所が海上の区域（円）である場合）

〇〇灯台（北緯・東経）から真方位〇〇度〇〇〇メートルを中心とする半径  
〇〇メートルの円内海域

例 4. （場所が岸壁上又は側傍である場合）

〇〇港〇〇岸壁

#### エ. 方法

工事・作業の方法及び手段を施工順序に従って、簡潔明瞭に記入して下さい。

- ・工事・作業の方法及び手段については、当該工事・作業が船舶交通に及ぼす影響の検討材料となりますので、例えば作業船の配置、工事の手順、工作物の設置状態等に主眼をおいて記載して下さい。

#### オ. その他

その他の項目には、工事・作業の際の事故防止措置や付近航行船舶に対する安全対策について工事・作業の規模等に応じて以下の事項について記入して下さい。詳細については、「2. 工事・作業における安全対策記載例」を参照

- ①許可書の取扱と安全対策の周知徹底
- ②法令の遵守
- ③関係先への周知状況
- ④警戒船の配置
- ⑤作業区域、工作物への標識の設置
- ⑥付近航行船舶への安全対策
- ⑦作業員の事故防止対策
- ⑧荒天時の工事・作業の中止基準
- ⑨緊急時の連絡体制
- ⑩その他

### **(3) 添付書類**

許可申請書等には、基本的に次の書類を添付して下さい。

- ア. 発注書または工事等請負契約書の写し（契約書記載の請負者が申請者）
  - ・発注者名、受注者名及び契約期間が記載されたものの写しを添付して下さい。ただし、請負契約書等で正式な契約が整っていない場合（例えば、印なし）には、整い次第差し替えて下さい。
  - また、受注額は黒塗り等で修正頂いて結構です。
- イ. 他官庁の許認可書の写し
  - ・工事・作業に伴い必要となる各種許可及び届出の写しを添付して下さい。（例えば、港湾法に基づく水域占有許可や、火薬類消費許可等）なお、当該許可の審査に時間を要している場合には、申請書の写しを添付して提出して下さい。
- ウ. 工事概要
  - ・工事概要は、工事・作業の全体把握ができる内容とし、目的・位置、施工期間・施工概要等を簡略に記載したものを作成して下さい。
- エ. 施工位置案内図
  - ・施工場所が明確にわかる地理図（縮尺小）を作成して下さい。

オ. 施工区域図

- ・ 拡大しすぎず、周辺の護岸、海域等が明確に分かるもので、施工区域及び施工範囲には寸法を記入したものを作成して下さい。

カ. 工程表

- ・ 申請期間に沿って各工種が明確にわかる表を作成して下さい。

キ. 施工方法

- ・ 工程表若しくはフロー図と工種を統一し、工程順序に従い簡潔に記載して下さい。
- ・ 各工種の説明は、
  - [ i ] 施工方法
  - [ ii ] 施工方法を具体化した施工概念図（平面図及び側面図）
  - [ iii ] 作業船配置図・警戒船配置図・土砂・資材の運搬経路図  
土砂捨場位置図（1日あたりの運搬土量を明確にする。）・汚濁防止又は落下防止措置要領図等で構成し、第三者でも容易に内容が理解できるようにして下さい。

ク. 安全対策

- ・ 「2. 工事・作業における安全対策記載例」を参照して工事・作業内容に合わせて作成し、水域利用関係者等への周知状況を記載して下さい。

ケ. 緊急連絡系統図

- ・ 事故等緊急事態発生時に関係機関及び関係者へ速報できるよう「8. 緊急連絡系統図記載例」を参照して作成して下さい。
- ・ 夜間工事を行う場合は、夜間の連絡系統図を別に作成して下さい。

コ. 組織図・安全管理体制

- ・ 発注者、施工者（住所・氏名）、工事責任者（職氏名・連絡先（携帯電話））、協力業者、下請業者（住所・氏名）等をフロー図で作成し、明記して下さい。

サ. 標識灯設置位置図

- ・ 作業区域や構造物に灯火を設置する場合にはその設置位置図（灯色、周期等が記載されたカタログの写しの添付）を作成して下さい。

シ. 使用船舶一覧表及び使用船舶に係る法定書類の写し

- ・ 「10. 使用船舶一覧表記載例」のとおり作成し添付して下さい。  
使用船舶一覧があれば、船舶検査証及び海技免状（小型船舶操縦免許証）の写しの添付は不要です。

ス. 潜水士一覧表及び潜水士免許の写し

- ・「11. 潜水士一覧表記載例」のとおり作成し添付して下さい。

潜水士一覧があれば、免許証の写しの添付は不要です。

※潜水作業に従事する潜水士は労働安全衛生法に基づく潜水士免許が必要です。

セ. 埋立、浚渫・床堀等海底を攪拌や掘削する工事

- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく分析やモニタリングが必要な場合がありますので、発注者に確認が必要です。

なお、当部警備救難課から発注者に確認を行い適切な分析やモニタリングが実施されていない場合は、分析結果を待って着工して頂く場合がありますので疑義があれば、早めのご相談をお願いします。

また、事前に当該土砂に有害な物資が含まれていないか各法律に基づく分析を実施している場合は、関係資料を末尾に添付して下さい。

ソ. 爆発物の有無の確認

- ・熊本海上保安部管内には、残存機雷海面は存在しないため、必ずしも磁気探査の必要はありませんが、浚渫やボーリング作業をはじめ海底に振動を与える工事を実施する場合には、同等の確認作業を実施するか、少なくとも工事・作業実施海域の港湾、漁港、海岸管理者等から過去、砲弾、爆弾等が発見された事例の有無等を聴取し、爆発物が存在しないことを確認して工事・作業に着手する必要がありますので、確認書類の写しを添付するか、確認状況を記載して下さい。

## 2. 工事・作業等における安全対策記載例

以下は、工事・作業等における安全対策の一例です、記載例を丸写しするのではなく、工事・作業の施工場所や規模等により所要の安全対策を記載して下さい。

### (1) 一般的な記載例

- ア. 許可書の取扱と安全対策の周知徹底について
- ・工事・作業現場には許可書又はその写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項を末端の作業員に至るまで予め教育し、周知徹底します。
- イ. 法令の遵守について
- ・工事・作業においては、港則法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守します。
  - ・作業船には海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- ウ. 関係先への周知状況について
- ・工事の施工に関し、〇〇漁業協同組合、〇〇マリーナ、〇〇フェリーに説明を実施しています。
  - ・工事・作業の内容を広く周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し海事関係者・代理店関係者等（周知先一覧表参照）へ配布します。
  - ・隣接する〇〇岸壁工事の施工者（株式会社〇〇）とは、作業が競合しないよう次の日の行程等について現場代理人同士で打合せを実施します。
- エ. 警戒船の配備について
- ・工事区域への他の船舶の接近を防ぐため、警戒船〇隻を〇〇〇（場所）に配置します。警戒船には「警戒中」という看板を表示するとともに接近する他の船舶に対し赤旗や拡声器により注意を促すとともに、必要に応じ誘導等を行います。
  - ・警戒船には見張り要員を〇名配置し工事区域の安全を確保します。
- オ. 作業区域、工作物への標識の設置について
- ・作業区域を明示するため、別図〇のとおり灯浮標（単閃黄光、毎〇秒に1閃光）を〇基設置します。
  - ・ケーソン設置後は、別図〇のとおり標識灯（単閃赤光、毎〇秒に1閃光）を〇基設置します。
  - ・ボーリング檣の頂部には、赤旗を設置し檣の四隅には標識灯（黄色）を4基設置します。
- カ. 付近航行船舶への安全対策について
- ・測量中、作業船には、水路業務法施行規則第6条に基づく旗を掲げます。（水路業務法第6条により許可を受けて測量する場合）
  - ・作業中は、他の航行船舶や操業漁船等に十分注意し、他船の通航に支障がある場

合は、作業を一時中断し、作業船を移動するか又はアンカーワイヤーを緩めるなどして通航路を確保します。

- ・岸壁、栈橋等係留施設の側傍海域において工事・作業を施工する際は、係留施設の管理者と密接な連絡を取り、係留する船舶に支障の無いよう作業を一時中断するなどの措置を講じて安全を確保します。
- ・作業船が作業現場に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照射します。また、アンカーワイヤーの水深一〇mの位置には灯浮標（黄光）をそれぞれ設置するほか、保船要員を乗船させます。

#### キ．作業員の事故防止対策について

- ・作業員は、常時、救命胴衣及び安全帽等保護具の着用を義務つけます。
- ・作業開始前には設備、用具、船舶等の始業点検を実施します。

#### ク．資材等の流出防止対策について

- ・作業用物品には社名・連絡先等を記入する。流出等には十分に注意するとともに、万一流出した場合には速やかに回収し、回収不能な場合には、熊本海上保安部へ届出を行う。
- ・台船をはじめ工事用資機材等の流出のおそれのあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置等に当たっては、流出しないよう強固に係止するなど流出防止策を講ずるとともに、保守管理を確実にを行います。

#### ケ．荒天時等の工事・作業の中止基準について

- ・気象海象情報、特に注意報等の発令に留意し、原則として次の場合には作業を中止します。また、この基準に達しない時であっても危険を伴うと判断した場合には、状況に応じ作業を中止します。

[風速：〇m/s以上 波高：〇m以上 視程：〇km以下]

※潜水作業を実施する場合は潮流による中止基準を定めて下さい。

- ・作業船は地震・台風等の接近時は〇〇港へすみやかに避難します。

#### コ．緊急時の連絡体制について

- ・工事・作業中に事故が発生した場合には、別添「緊急連絡系統図」により関係先あて通報します。

## (2) 潜水作業を行う場合の記載例

### ア. 潜水前の事前準備について

- ・潜水作業を行う前に、潜水士の健康状態調査および潜水器材の点検、整備を実施します。
- ・潜水作業を実施する前に、現場付近の作業員や船舶に対し潜水作業を実施する旨を十分に周知します。
- ・潜水士と潜水士船以外の作業船が合同で作業を行う場合は、作業開始前に潜水作業責任者、潜水者と作業船船長等関係者での十分な打合せを行います。

### イ. 潜水の方法について

- ・潜水方式は、アクアラング式（フーカ式）により、〇名で作業を行います。

### ウ. 潜水作業中の安全対策について

- ・作業中は、船上（陸上等）に、国際信号旗「A」旗又は「A」旗を表す信号板を掲げます。また、見えやすい場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- ・船上（陸上等）の補助員は、常時〇名確保し、補助員のうち〇名は見張り専従とし、接近する船舶等があれば、潜水士に対し速やかに連絡します。
- ・潜水士船（補助員）と潜水士の連絡手段は無線電話を使用します。
- ・船底調査等を行う場合は、推進器、船底弁等による事故を防止するため、事前に当該船舶の責任者と十分な打合せを行い、当該船舶責任者と潜水作業責任者間の連絡手段、方法及び事故防止の措置が講じられていることを確認したうえで作業を開始します。

## (3) 浚渫作業を行う場合の記載例

### ア. 付近航行船舶への安全対策について

- ・航路及び岸壁（栈橋）周辺における作業に当たっては、通航路又は離着岸（栈）船の状況を事前に確認し影響がある場合は、浚渫船を移動または退避して通航路、離着岸（栈）船の安全を確認します。

### イ. 環境への配慮について

- ・浚渫作業中は、周辺海域の環境に配慮し、浚渫船に汚濁防止枠（汚濁防止膜）を装備し、汚濁拡散防止に努めます。
- ・浚渫作業及び捨石投入時には別添図のとおり汚濁防止膜を展張します。
- ・浚渫作業中は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤を準備しておきます。
- ・浚渫土砂から油分が湧出した場合は、直ちに作業を中止し、油防除作業（オイルフェンス展張等）を実施するとともに熊本海上保安部へ通報します。
- ・浚渫土砂は、〇〇地区埋立て用材として使用するため、別添のとおり分析を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

#### (4) 夜間作業を行う場合の記載例

- ・作業に必要な照度が得られるように照明器具を配置し、安全を確保します。
- ・照明の点灯に際しては、航路標識の視認を妨げず、通航船舶の視覚を眩惑することのないよう照度・角度等を調整します。
- ・作業船の船舶には、法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

### 3. 第9号様式（工事・作業許可申請書様式）

第9号様式

#### （工事・作業又は行事）許可申請書

令和 年 月 日

三角港長 殿

（三角港以外の港・海域にあつては、熊本海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

（区域を示す図面を添付すること。）

4 方法

（火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること。）

5 その他

（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。）

#### 4. 様式（完了届）

※受領印が必要な際には、提出願います。

### 完了届

令和 年 月 日

三角港長 殿

（三角港以外の港・海域にあつては、熊本海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

- 1 工事件名
- 2 発注者
- 3 許可月日及び許可番号
- 4 作業の場所
- 5 作業期間
- 6 作業着手日
- 7 作業完了年月日

## 5. 様式（工期変更申請書）

※工事・作業の工期を延期する場合には、速やかに申請先へ提出願います。

### 工期変更申請書

令和 年 月 日

三角港長 殿

（三角港以外の港・海域にあつては、熊本海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日及び許可番号

3 工事・作業の場所

4 工期

既許可（接受）期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
変更期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

5 延期理由

6 延期工事の施工方法

7 危険予防の措置（標識、安全対策）

※新たなものがある場合

8 連絡先

※変更がある場合

9 添付資料

## 6. 様式（使用船舶（機械）変更届）

※使用する船舶や機械に追加・変更があった場合には速やかに申請先へ提出願います。

### 使用船舶（機械）変更届

令和 年 月 日

三角港長 殿

（三角港以外の港・海域にあつては、熊本海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

- 1 工事（作業）名
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 工事（作業）の場所
- 4 工期（作業）着手日及び完了予定日
- 5 変更期間
- 6 変更理由
- 7 変更船舶（機械）の要目
- 8 添付資料

## 7. 様式（（工事・作業）内容変更許可申請書）

※工事・作業の内容を変更する場合、速やかに申請先へ提出願います。

### （工事・作業）内容許可申請書

令和 年 月 日

三角港長 殿

（三角港以外の港・海域にあつては、熊本海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日及び許可番号

3 工事（作業）の場所

4 工期

既許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

内容変更期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 内容変更理由

6 内容変更工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置（標識、安全対策）

※新たなものがある場合

8 連絡先

※変更がある場合

9 添付書類

## 8. 様式（作業（工事・行事）のお知らせ）

### 作業（工事・行事）のお知らせ

令和〇年〇月〇日

〇〇海上保安部交通課 殿  
〇〇海上保安署

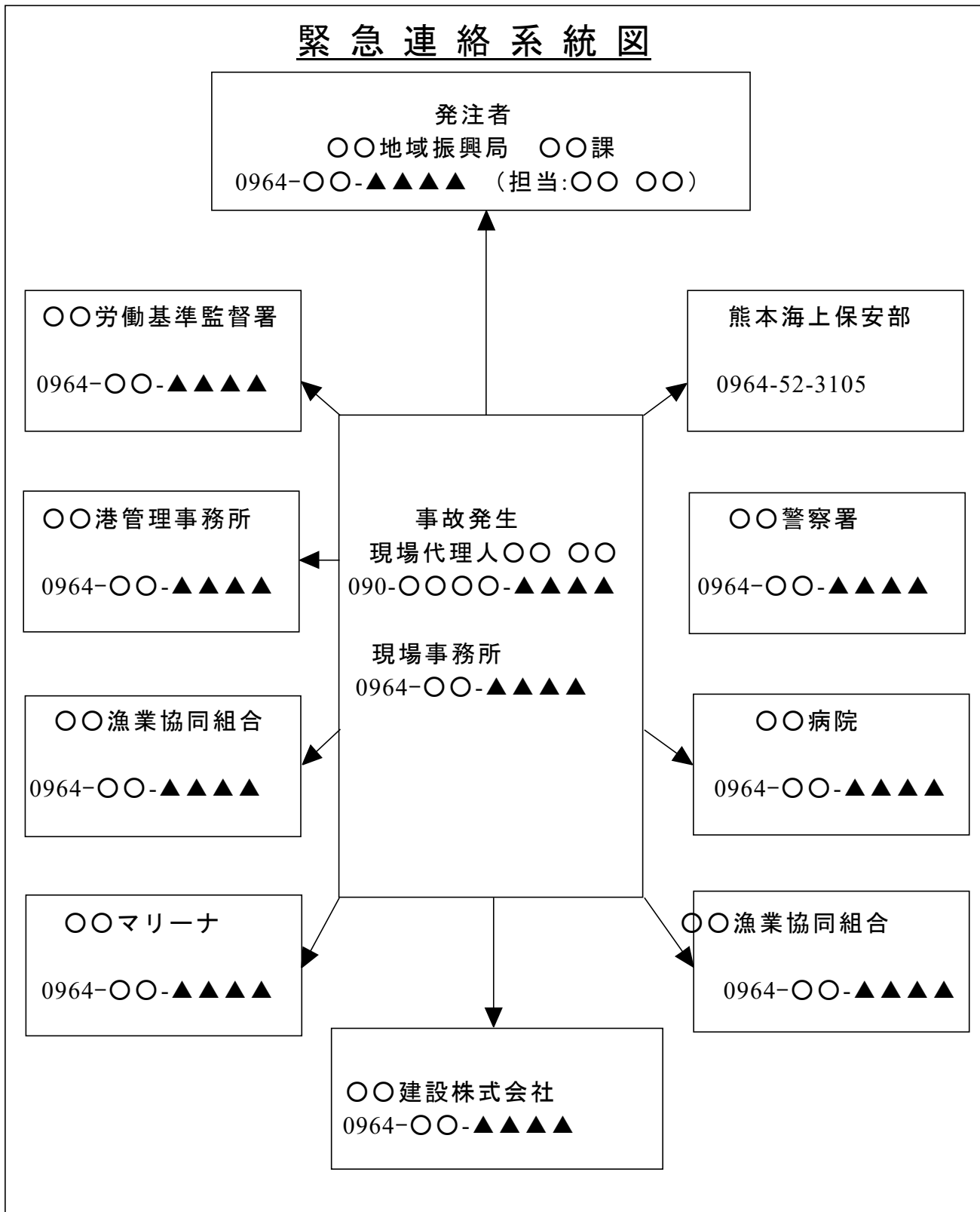
住所  
氏名

1. 期間及び時間
2. 場所
3. 内容（簡単に）
4. その他（使用船舶・緊急時の連絡先）
5. 位置図（可能であれば）

※メールまたはFAXでの提出でも可能です。

## 9. 緊急連絡系統図記載例

緊急連絡系統図は記載例をそのまま使用せずに、申請内容の形態にあったものに替えて記載して下さい。



## 10. 使用船舶一覧表記載例

使用船舶一覧表は記載例をそのまま使用せずに、申請内容の形態にあったものに替えて記載して下さい。

### 使用船舶一覧表

船名	総トン数	用途	船体仕様寸法			所有者又は使用者		船長氏名 (海技免状)	船舶電話	備考 船舶検査有効期限
			長さ	幅	深さ	住所・氏名	電話			
作業1号	—	作業船 (非航船)	32.50	12.00	1.25	熊本県八代市123-42 (株)〇〇建設	0965-12-3456	〇〇 〇〇	090-1234-5678	
安全押丸	19.0t	押船 (自航船)	11.95	4.60	2.05	熊本県八代市123-42 (株)〇〇建設	0965-12-3456	〇〇 〇〇 (小型1級)	090-1233-5678	船舶検査有効期限 平成〇年〇月〇日
第〇押船	90.0t	押船 (自航船)	24.11	8.50	5.26	熊本県八代市123-42 (株)〇〇建設	0965-12-3456	〇〇 〇〇 (五級海技)	090-1233-5678	船舶検査有効期限 平成〇年〇月〇日
あそ〇号	—	クレーン 付き台船 (非航船)	32.50	12.00	1.25	熊本県熊本市567 〇〇港湾工業	0965-78-9012	〇〇 〇〇	090-1234-5678	吊能力35t 検査有効期限 平成〇年〇月〇日
交通丸	4.9t	交通船 (自航船)	6.65	2.09	0.65	熊本県熊本市567 〇〇港湾工業	0965-78-9012	〇〇 〇〇 (小型2級)	090-9012-3456	船舶検査有効期限 平成〇年〇月〇日

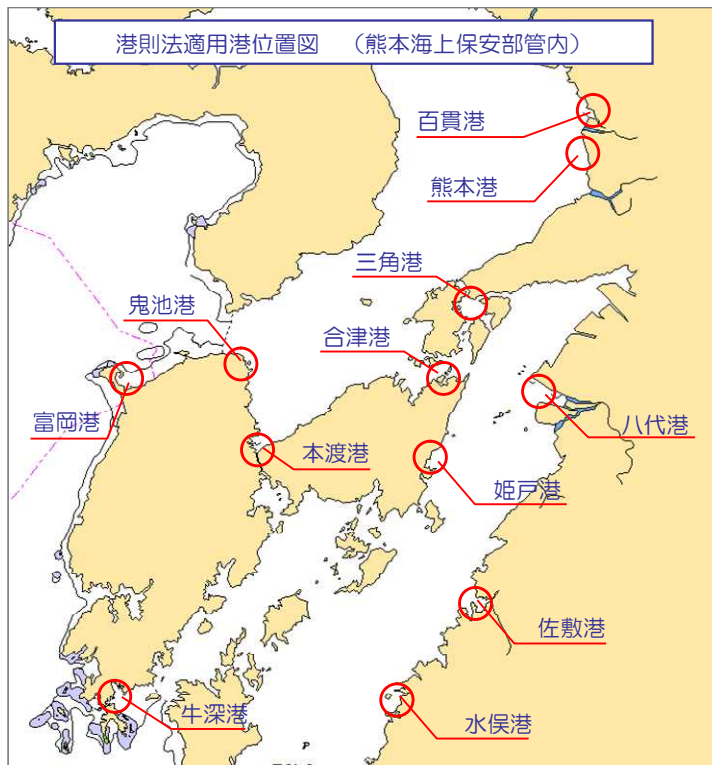
## 11. 潜水士一覧表記載例

### 潜水士一覧表

氏名	生年月日	性別	本籍地	交付局 免許番号	交付年月日	備考
海保 太郎	昭和●年●月●日	男	熊本県	福岡 第●●●●●号	平成●年●月●日	潜水士 連絡先●●潜水士
海保 次郎	昭和●年●月●日	男	熊本県	福岡 第●●●●●号	平成●年●月●日	潜水士 連絡先●●潜水士
海保 三郎	昭和●年●月●日	男	熊本県	福岡一●●一●●号 日本潜水協会	平成●年●月●日	送気員 連絡先●●潜水士

### 第3 その他（参考資料）

#### 1. 港則法適用港一覽（熊本海上保安部管内） 港則法施行令第1条（別表1）（抄）



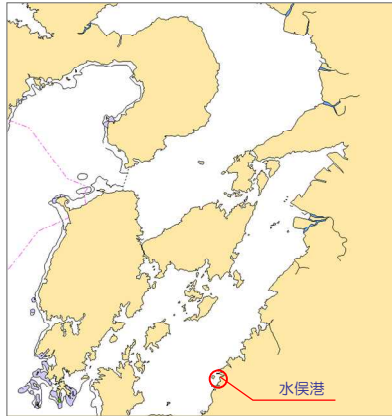
#### (1) 三角港

瀬戸ノ鼻から三角灯台（北緯三二度三七分三〇秒東経一三〇度二六分三九秒）まで引いた線、大矢野島塔ヶ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から一八〇度に引いた線、戸馳島灯台（北緯三二度三四分三四秒東経一三〇度二九分一九秒）から二一〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面



## (2) 水俣港

明神埼（北緯三二度一分一秒東経一三〇度二分二秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円弧、同地点からつつわ埼（北緯三二度一分二秒東経一三〇度二分九秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面



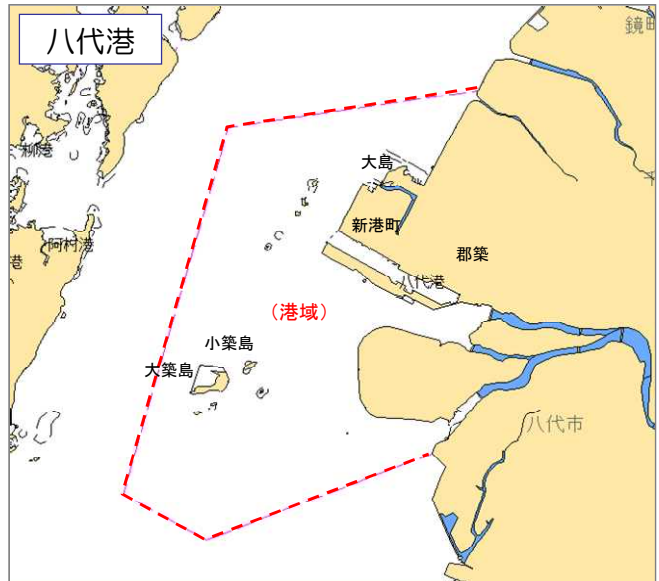
## (3) 佐敷港

鶴木山西端（北緯三二度一分四四秒東経一三〇度二分一〇秒）から唐船岩を経て唐船鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、同山西端から一三五度三、〇〇〇メートルの地点から二二五度に引いた線以北の湯浦川水面並びに白岩橋下流の佐敷川水面



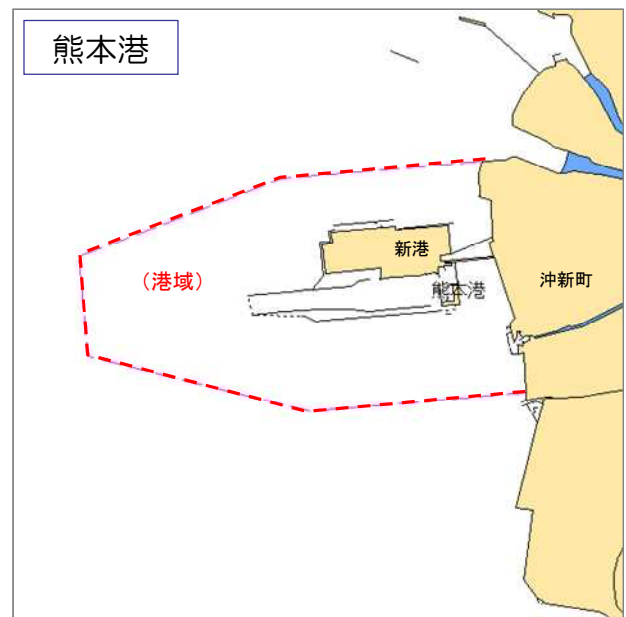
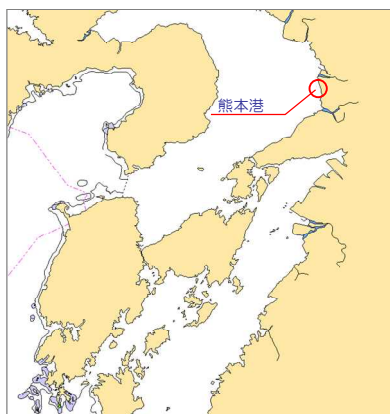
#### (4) 八代港

八代港北防砂堤灯台（北緯三二度三二分四九秒東經一三〇度三三分四秒）から五六度三〇分三、一八〇メートルの地点から二六一度三〇分七、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九七度三〇分一、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分三、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水無川産島橋、前川八代大橋、南川南川橋及び球磨川金剛橋各下流の河川水面



#### (5) 熊本港

白川左岸突端から二六五度三、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四九度三、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七四度三〇分一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度三、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面



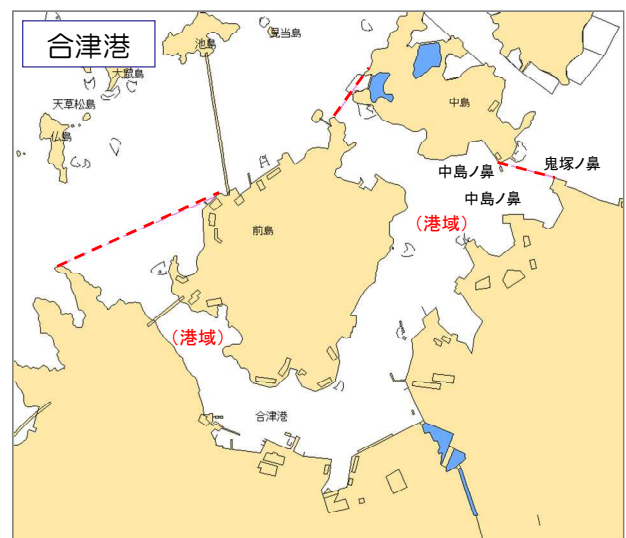
## (6) 百貫港

檜崎山三角点（二七三メートル）（北緯三二度四七分二〇秒東經一三〇度三七分四九秒）から二九八度二、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び同三角点から一八〇度に引いた線以西の坪井川水面



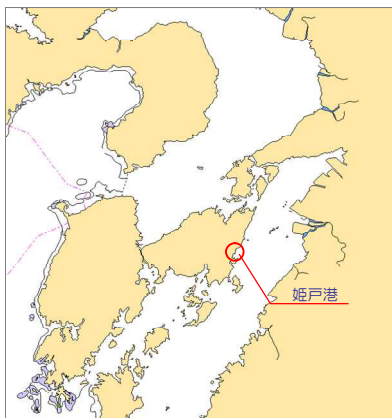
## (7) 合津港

ソベノ埼（北緯三二度三一分二九秒東經一三〇度二五分五秒）から六六度に前島まで引いた線、同島沖ノ鼻（北緯三二度三一分四七秒東經一三〇度二五分四五秒）から三五度に中島まで引いた線、同島中島ノ鼻（北緯三二度三一分四一秒東經一三〇度二六分九秒）から鬼塚ノ鼻（北緯三二度三一分三八秒東經一三〇度二六分一八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面



## (8) 姫戸港

小島鼻（北緯三二度二六分二七秒東經一三〇度二四分五二秒）から小島島頂を経て雨龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面



## (9) 本渡港

茂木根埼から一三五度に引いた線、須森南端から二七一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川大矢橋、小松原川市安橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明龜橋各下流の河川水面





## (12) 鬼池港

鬼池港防波堤A東灯台（北緯三二度三二分五八秒東經一三〇度一分二九秒）から二〇二度三〇分三六〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面



### 《問い合わせ先》

#### ○熊本海上保安部（交通課）

住所：〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-20 三角港湾合同庁舎

電話：0964-52-3105（FAX 兼）

#### ○八代海上保安署

住所：〒866-0033 八代市港町 139 番地

電話：TEL0965-37-1477

#### ○天草海上保安署

住所：〒893-1901 天草市牛深町 286 番地 牛深運輸総合庁舎

電話：TEL0969-73-3194